東京、昭46不80、昭47．9．19

命　　令　　書

申立人　　全日本造船機械労働組合

申立人　　全日本造船機械労働組合浦賀分会

被申立人　　住友重機械工業株式会社

主　　文

1　被申立人住友重機械工業株式会社は、申立人全日本造船機械労働組合浦賀分会の分会員に対して、分会からの脱退を勧奨するなどの方法で分会の運営に支配介入してはならない。

2　その余の申立を棄却する。

理　　由

第1　認定した事実

1　当事者

⑴　申立人全日本造船機械労働組合（以下「全造船機械」という）は、造船機械産業に従事している労働者で組織する産業別労働組合である。

申立人全日本造船機械労働組合浦賀分会（以下「分会」という）は、申立人全造船機械の分会であって、被申立人会社の事業部門のうち、浦賀造船所、川間製造所、追浜造船所および本社に勤務する従業員により組織されている労働組合であって、その組合員数は、後記のように組合が分裂する前は、約4,100名であった。

⑵　被申立人住友重機械工業株式会社（以下「会社」という）は、昭和44年6月30日、

住友機械工業株式会社（以下「住友機械」という）と浦賀重工業株式会社（以下「浦賀重工」という）とが合併した会社であり、肩書地に本社を置き、製鉄機械をはじめ各種機械の製造並びに船舶の建造を業とする会社である。

2　会社合併後の労使関係

⑴　分会は、従来から、会社との賃金交渉に際しては、早期にスト権を確立し、これを背景として会社と交渉を行なってきた。そして分会は、昭和45年の春闘においても、３月10日、会社に要求書を提出し、同月26日にスト権を確立した。これに対して会社は、３月下旬以降、分会の闘争方針を批判するとともに会社合併後の重大な時期であることを強調し、ストライキについて組合員の自覚を促す旨のビラを、再三にわたり従業員に配布した。

⑵　他方会社は、44年10月ごろから、部課長並びに係長などを対象とした監督者研修を行なってきた。

3　組合分裂に至る経過

⑴　昭和45年の春闘は、住友機械で実施していた等級制並びに給与水準をもと浦賀重工に勤務していた従業員に導入する問題をめぐり、労使の主張が対立し、紛争が激化した。このことについて、同年５月ごろから、分会員特に係長らの間に、分会執行部の闘争方針を批判する動きが出てきた。そしてこれらの者は、分会が組合内の活動団体を認めていたことから、その後、川友、組合民主化グループ、睦会などの団体を組織し、反執行部活動を続けてきたが、翌46年４月21日に至り、従来から活動を続けていた浦賀二八会などとともに、浦賀民主化運動総連合（以下「民連」という）を結成した。その後民連は、同年６月、分会の夏季一時金要求に関するスト権確立投票に際して「スト権確立投票は否決（×）しよう」と分会員に呼びかけるなどした。

⑵　分会は、民連の活動が次第に活発化してきたことについて、46年７月16日、民連は資本と一体となって分会の組織攻撃を行なっていると、これの対策を全造船機械に要請した。これに対して同月20日、全造船機械から民連の解散が指示されたが、これを契機として、９月５日約350名の者により、住友重機械労働組合（以下「住重労組」

という）が結成された。

4　課長による分会員に対する組合脱退勧奨

⑴　電装課長Ｂ１は、組合分裂直後の昭和46年９月上旬、勤務時間中に組合員Ａ１を呼び、「同じ舟に乗れ」「第一にいつまでも残っていると自分が損をする」などといった。そして同課長は、10月22日にもＡ１に対して、「同じ舟に乗らなければだめだ」といった。

⑵　保安課長Ｂ２は、９月17日ごろ、銅工門控所受付で勤務していた分会員Ａ２の所に来て、同人に、「会社の方針にそうように」といい、さらにＡ２のもとに上司であったＢ３（もと勤労課長で、この頃は会社を退職していた）が、これより数日前の同月13日ごろＡ２に、第二組合が出来たらしいが、時流に乗りおくれないようにと電話していたことにふれ、「Ｂ３さんからも電話があったでしょう」と付け加えた。

その後Ｂ２課長は、同月20日午後６時30分ごろ、Ａ２宅に災害見舞（同月上旬Ａ２方の裏手の崖崩れがあった）に訪ずれた際にも、同人に「おばちゃんは第二組合に入るものと思っていた。……22日で一応締切るから時期を失なわないように」といった。

⑶　船殻一課長Ｂ４は、９月23日の昼休み時間に、住友金属鉱山を退社して被申立人会社に入社し船殻一課に配属された試用工のうち、前日試用期間を満了し、組合加入資格を取得した７名を会議室に呼び、同人らに、第一、第二のどの組合に加入するつもりかを質した。これに対して７名が、第一組合に加入すると回答したところ、同課長は、「よしわかった明日からお前達の職場をばらばらにする」といった。

5　係長、職長、班長による分会員に対する組合脱退勧奨

⑴　船殻一課の班長Ｃ１は、９月11日午後１時ごろ、班員に対して、チェックオフに関連し「新組合ができたので、今の組合に残るかどうか勤労から一人一人呼ばれて問いただされるから、各人しっかり腹を決めておくようにといった。

⑵　船殻一課地上組立係長Ｃ２は、同月17日午後３時すぎ、分会員Ａ３を事務所に呼び、追浜造船所へ配転する旨を告げた際、同人に、分会員Ａ４およびＡ５の両名が住重労組へ加入するようにすすめてほしいと依頼した。しかし、Ａ３がこれをことわったと

ころ、Ｃ２係長は同日終業後、Ａ３を料理店に連れて行き住重労組への加入をすすめ、さらにＡ４、Ａ５の件についても重ねて同人に依頼した。

⑶　船殻一課地上組立係のＣ３職長は、同月22日午後６時10分ごろ、同課事務所内において、Ｃ２係長のいる傍で分会員Ａ６（試用期間満了後同月13日分会に加入）に対し、第二組合に加入しない場合金銭的にまた今後何かにつけて不利になるだろう。第一組合員は今後配置替えなどで孤立した状態におかれるなどといった。

第２　判断

１　課長の組合脱退勧奨について

⑴　申立人らは、会社の課長の前記言動は、申立人組合の活動に対する支配介入にあたることは明白であると主張する。

これに対して会社は、Ｂ２課長の件は、もとＡ２の上司であったＢ３から、Ａ２が去就に迷っているので、相談相手になってほしいと依頼されたことに端を発したもので、組合の主張は、Ｂ２課長がＡ２宅に、災害見舞をかねて訪れた際の発言を誇張して述べており、Ｂ４課長の件は、同人が業務上の必要から７名の者に、所属組合についての意向を質したのみであり、いずれも組合脱退を強要したものではないと主張する。

⑵(ｱ)　前段第１の４⑴で認定したＢ１課長の言動については、会社も争っておらず、同人の言動が組合からの脱退と住重労組への加入を勧奨したものであることはいうまでもない。

(ｲ)　つぎに、第１の４⑵で認定したＢ２課長の言動については、同課長が単にＡ２の相談相手になったにすぎないとの会社の主張を裏付ける疎明がなく、また、同⑶で認定したＢ４課長の言動については、その後７名全員が始めの言明とはちがって、住重労組に加入したことからみても、会社の主張は認められない。

(ｳ)　そして、Ｂ１課長らは何れも非組合員であり、むしろ会社側の利害を代表する者であるから、会社は、同人らの言動について責任を負うべきは当然である。

２　係長らの言動について

⑴　申立人らは、会社の係長、職長および班長が、申立人組合の組合員に対して、申立人組合からの脱退と住重労組への加入を強要したと主張し、会社は、係長らの言動については、同人らが自らの判断に基ずいてした行為であり、会社とは何の関係もないと主張する。

⑵　前段第１の５で認定したＣ２係長、Ｃ３職長およびＣ１班長の発言については、その時期が、組合分裂直後であること、何れも職場内でなされていること（Ａ３に対する２回目の説得を除き）からみて、同人らが、会社における自らの地位を利用して分会員に分会からの脱退を働らきかけたものと認められないこともない。しかしながら、これら係長、職長、班長は同時に住重労組の組合員であって、当然に会社側の利害を代表する立場にはおかれていないから、同人らの発言を会社に帰責しうるためには、会社が同人らに指示したか、同人らが会社の意を受けて行動したか、会社が同人らの言動を利用しようとしたとか、特段の事情の存在を必要とする。ところが本件は、はじめ、申立人全造船機械ほか19名、被申立人本会社間の都労委昭和46年不第53号事件、同じく申立人全造船機械ほか１名、被申立人本会社間の同第61号事件と併合して審査を進めてきたが、主として申立人側の要望により、まず、本件のみを分離して審査を終結することになり、これらの点に関する当事者双方の立証は必ずしも十分に尽されていないから、ひいて、前記のような特別事情の存在が疎明されたとはいい難く、申立人らの主張を直ちに採用することはできない。

３　住重労組員の組合脱退勧奨を会社が黙認したことについて

申立人らは住重労組員が就業時間中に申立人組合の組合員に対してなした分会脱退並びに住重労組への加入工作を会社が黙認し、もって申立人組合の運営に支配介入したと主張する。しかし、申立人らは、このことについて具体的に疎明をしていないので同人らの主張は採用できない。

第３　法律上の根拠

以上の次第であるから、会社の課長が申立人組合の組合員に対して、組合からの脱退を勧奨したことは、労働組合法第７条第３号に該当するが、その余の点は同条に該当し

ない。なお、申立人らは請求する救済の内容としてポスト・ノーティスをも求めているが、本件の救済としては主文の程度をもって足りるものと考える。

よって労働組合法第27条および労働委員会規則第43条を適用して主文のとおり命令する。

昭和47年９月19日

東京都地方労働委員会

会長　塚　本　重　頼